

長生村体育施設等に係る使用料の改定一覧(令和3年4月1日利用分以降)

◎体育施設等使用料比較表

種 別		時間	改定前(円)	改定後(円)
体育館	体育室(半面)	半日		1,600
		1日		3,200
		夜間		3,200
	体育室(全面)	半日	3,000	3,200
		1日	6,000	6,400
		夜間	5,000	6,400
	トレーニング室	半日	1,000	1,200
		1日	2,000	2,400
		夜間	1,500	2,400
	会議室	半日	500	500
		1日	1,000	1,000
		夜間	800	1,000
	体育館 目的外使用(村内)	半日	10,000	
		1日	20,000	
		夜間	15,000	
体育館 目的外使用(村外)	半日	15,000		
	1日	30,000		
	夜間	20,000		
体育館 目的外使用(入場料の徴収なし)	半日		12,000	
	1日		24,000	
	夜間		24,000	
体育館 目的外使用(入場料の徴収あり)	半日		24,000	
	1日		48,000	
	夜間		48,000	
武道館	剣道場	半日	1,000	1,200
		1日	2,000	2,400
		夜間	1,500	2,400
	柔道場	半日	1,000	1,200
		1日	2,000	2,400
		夜間	1,500	2,400
全館	半日	2,000	2,400	
	1日	4,000	4,800	
	夜間	3,000	4,800	
弓道場	弓道場	半日	1,000	1,200
		1日	2,000	2,400
		夜間	1,500	2,400
藪塚球技場	球技場	早朝	1,000	1,200
		半日	2,000	2,500
		1日	4,000	5,000

半日…9:00～12:00または13:00～16:00 1日…9:00～16:00

夜間…17:00～21:00 早朝…6:00～8:00

●改定後の夜間(黄色部分)は改定前との比較のため、4時間分の額を標記しておりますが、**改定後夜間は2時間単位での貸出**となります。**※2時間あたりの夜間料金はこの表の額の半額です**

●**長生村の住民基本台帳に登録されていない者**又は**長生村に本店、支店又は営業所を有する法人以外の者**が使用する場合の使用料はこの表の額に**1.5を乗じた額**となります。

●**超過使用時間**については、次の計算式に基づき計算した**超過使用料**を納付いただきます。

$$((\text{基本額} + \text{加算額} \div \text{各貸出時間}) \times 1.5 \times \text{超過時間})$$

※10円未満の端数は切り捨て。

※超過時間の端数が30分未満の時は30分とし、30分以上1時間未満の時は1時間として計算。